

(社)日本原子力学会 標準委員会 基盤・応用部会
第17回廃止措置分科会 (R3SC) 議事録

1. 日時 2009年1月21日(木) 10:00~12:00
2. 場所 日本原子力発電(株) 本店 第8, 9会議室
3. 出席者 (敬称略)
(出席委員) 岡本主査, 池田, 山内, 佐野, 伊藤, 丹沢, 小山, 井口, 中澤, 工藤, 軍司,
川崎, 東
(代理出席) 中塚 (武部代理), 蒲生 (富永代理), 石倉 (森本代理)
(常時参加者) 福島, 北村, 田中
(傍聴者) 立花, 小林

4. 配布資料

R3SC-17-1 第16回廃止措置分科会 (R3SC) 議事録 (案)

R3SC-17-2 「原子力施設の廃止措置の計画: 20XX」改訂前後比較表

R3SC-17-2-1 1章 適用範囲

R3SC-17-2-2 2章 定義

R3SC-17-2-3 3章 廃止措置の基本的考え方

R3SC-17-2-4 4章 実用発電用原子炉施設等の廃止措置の計画

R3SC-17-2-5 5章 試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画

R3SC-17-3 「原子力施設の廃止措置の計画: 20XX」

(2009年1月20日 ドラフト 第1版)

R3SC-17-4 日本原子力学会標準 「原子力施設の廃止措置の計画と実施 2006」

改訂作業スケジュール (案)

5. 議事

議事に先立ち, 分科会開催時点で委員22名代理を含め16名が出席しており, 定足数を満足していることが確認された。

(1) 前回議事録の確認

前回議事録案が紹介され承認された。

(2) 学会標準改定案 (改訂前後比較表) の説明

R3SC-17-2 「原子力施設の廃止措置の計画: 20XX」改訂前後比較表」を用いて, 改訂案の説明を以下の通り行った。

1) 1章 適用範囲について

R3SC-17-2-1 1章 適用範囲を用いて改定案の説明を行った。改訂内容は文章の体裁

と関連法令の追加のみである。この内容について、コメント等はなかった。

2) R3SC-17-2-2 2章 定義

R3SC-17-2-2 2章 定義を用いて改訂案の説明を行った。主なコメント等は以下の通りである。

- ・ 2.5 解体前除染の「機器、設備もしくは・・・」の「機器」は「施設」とすべきではないか。

→誤記であり、修正する。

- ・ 2.5 解体前除染と 2.6 解体後除染では、クリアランスの扱いに関する考え方を整理しておく必要がある。

→コメントに従い、記載を再検討する。

- ・ 2.18 建屋解体 「・・・表面の汚染を（・・・）汚染を・・・」の2番目の汚染は誤植ではないか。

→誤植であり、修正する。

3) 3章 廃止措置の基本的考え方について

R3SC-17-2-3 3章 廃止措置の基本的考え方をを用いて改訂案の説明を行った。主なコメント等は以下の通りである。

- ・ 3章は共通部分であるので、3.1で参照している法令は、実用炉則以外も確認しておくべきである。

→試験研究炉及び核燃料物質取扱施設等に関連する法令を確認する。

- ・ 3.1の廃止措置の行為には関連法令だけでなく、原安委の「基本的考え方」等にも沿うようにしておくべきである。

→コメントに従い、記載を再検討する。

- ・ 3.2 廃止措置の計画の留意点の記載では、廃止措置に特有の事項が読めない。「段階的管理」などを取り込むようにしてはどうか。

→コメントに従い、記載を再検討する。

- ・ 3.3.2 労働安全に関する安全確保の考え方について、保安院殿から管理区域内の作業であることを考慮した記載とするようコメントをいただいていることを紹介した。本件は、コメントに従い、記載を再検討する。

4) 4章 実用発電用原子炉施設等の廃止措置の計画

R3SC-17-2-4 4章 実用発電用原子炉施設等の廃止措置の計画を用いて改訂案の説明を行った。主なコメント等は以下の通りである。

- ・ 4.4.1 一般事項に、廃止措置計画書への書き分けを記載した目的を記載すべきである。

→コメントに従い、記載を追加する。

- ・ 4.4.4.1 廃止措置対象の汚染の特徴の記載は残存している放射能の特徴と分布に従い解体前除染を計画するというのが主眼であるなら、それがはっきりわかるよう記載すべきである。

→コメントに従い、修正する。

- ・ 4.4.5.3 放射性廃棄物の廃棄の計画 b) 固体廃棄物の廃棄には廃棄の手段が書かれているが、固体廃棄物取扱いの考え方（ポリシー）を記載しておくべきである。

→コメントに従い、記載を再検討する。

- ・ 4.4.5.3 放射性廃棄物の廃棄の計画 b) 固体廃棄物の廃棄では、廃棄先が決まっているのなら、廃棄先を記載することとすべきである。

→コメントに従い、記載を再検討する。

- ・ 放射性固体廃棄物の廃棄については、事業社内廃棄と事業社外廃棄の法令解釈を明確にした記載とすべきである。

→コメントに従い、記載を再検討する。

5) 5章 試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画について

R3SC-17-2-5 5章 試験研究炉及び核燃料取扱施設等の廃止措置の計画を用いて改訂案の説明を行った。主なコメント等は以下の通りである。

- ・ 5.1 一般事項の但し書きである「ただし、当初の計画時点において・・・」は、4章にも加えておくべきである。

→コメントに従い、4章に追加する。

- ・ 5.1 一般事項の但し書きである「ただし、当初の計画時点において・・・」は、より詳細な説明を解説として記載すべきである。

→コメントに従い、解説に追加する。

- ・ 5.1 一般事項の但し書きである「ただし、当初の計画時点において・・・」に関連する事項として、廃止措置の終了条件（廃止措置をどこまで行ったら、終了にするのか）を3章に追加しておくべきである。

→コメントに従い、3章に終了条件を追加する。

- ・ 5.3.1 廃止措置対象施設及びその敷地の範囲の後段「同一事業所内に複数の試験研究炉を・・・」は、複数を考慮する必要がなければ削除する。

→ コメント通り、削除する。

- ・ 5.4.3.2 核燃料物質の管理 b)の後段「また、状況によっては・・・」は、試験研究炉で必要なければ削除する。

→ 削除せず、このまま残す。

(3) 「原子力施設の廃止措置の計画：20XX」（2009年1月20日 ドラフト 第1版）について

R3SC-17-3「原子力施設の廃止措置の計画：20XX」（2009年1月20日 ドラフト 第1版）

については、1月20日に岡本主査らにより、廃棄物規制課へ説明をおこなったこと、2月6日に予定されている廃止措置安全小委員会で改訂の状況が報告される予定であることが紹介された。

(4) 改訂作業スケジュール(案)

改訂作業スケジュール(案)が提示され、了解された。主な予定は以下の通りである。

- ・ 第18回分科会(次回分科会):2月19日
- ・ 専門部会:2月下旬(2月23日予定)／投票期間1ヶ月
- ・ 標準委員会:3月下旬(日時未定)／投票期間1ヶ月
- ・ パブコメ:4月下旬頃から2ヶ月間
- ・ 発行:最早で6月下旬又は7月上旬

(5) その他

1) コメント依頼

本日説明した改訂内容について、1月末までにコメントを委員各位に願います。

2) 次回分科会

- ・ 日時:2月19日(木) 10:00~12:00
- ・ 場所:原電 1F 第8,9会議室

詳細は事務局から別途案内を送付する。

以上

